

ノルウェー

商標法

2003年5月1日法律第15号によって改正された1961年3月3日法律第4号

2003年5月1日施行

目次

第I章 総則

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第II章 商標の登録

第12条

第13条

第14条

第15条

第16条

第17条

第17a条

第18条

第19条

第20条

第21条

第21a条

第21b条

第21c条

第22条

第22a条

第23条

第23a条

第24条

第 III 章 登録の停止等

第 25 条

第 25a 条

第 25b 条

第 25c 条

第 26 条

第 27 条

第 IV 章 外国人商標の登録に関する特則

第 28 条

第 29 条

第 30 条

第 31 条

第 V 章 移転及びライセンス

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

第 VI 章 誤認を生じさせる標識の使用禁止

第 36 条

第 VII 章 法的保護に関する規定

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

第 VIII 章 訴訟に関する規定

第 42 条

第 43 条

第 44 条

第 IX 章 商標の国際登録

第 45 条

第 46 条

第 47 条

第 48 条

第 49 条

第 50 条
第 51 条
第 52 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条
第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条

第 X 章 雜則

第 60 条
第 61 条
第 62 条
第 63 条

第I章 総則

第1条

本法に従って登録することによって、商工業事業の商品又はサービスのための識別標識として商標を使用する排他的権利を取得することができる。

商標は、1 商工業事業の商品又はサービスを他人のものと識別することができる標識であつて、視覚的に表示することのできるもの、例えば、スローガンを含む語若しくは語の組合せ、名称、図形及び絵、文字及び数字、並びに商品の形状、それらの外装、及びそれらの包装から成ることができる。

商品に係る本法の後続規定は、文脈上相反さない限り、サービスにも適用される。

第2条

商標についての排他的権利は、当該商標が使用によって確立されているときは、登録なしに取得することもできる。

商標は、ノルウェーの関係業界においてある者の商品の認識標識として広く知られているときは、使用によって確立されたとみなす。

第3条

何人も業として、自己の名称又は商号を自己の商品の標識として使用する権利を有する。ただし、それが他人のために既に保護されている商標若しくは商号、又は他人が自己の業において既に適法に使用している名称若しくは商号と混同し易い方法で使用されないことを条件とする。

第4条

第1条から第3条までに適合する標識についての権利は、その所有者以外の何人に対しても同一の標識(本段落第3文参照)をその者の商品のために業として使用することを禁止する効力を有する。これは、その標識が商品若しくはそれらの包装上に、広告若しくは商用文書、又は口頭での使用を含むその他の方法で、如何に使用されるかに拘らず、適用され、更に、その商品がノルウェー若しくは外国において如何に販売若しくはその他の方法で提供又はノルウェーへ輸入されようとしているかに拘らず、適用される。本法の文脈上、「同一の標識」とは、ある標識が別の標識に酷似しており、通常取引過程においてこの標識と混同を生じる虞がある標識を意味すると解釈する(第6条参照)。

何人かが予備部品、付属品等を販売又は販売の申出をする際に、その提供される商品の出所が当該標識の所有者であるか又はその者が当該標識の使用に同意しているかのような誤解を与える方法で、他人の所有する標識を引用したときも、違法使用とみなすものとする。

第1条から第3条までにいう標識がある製品に正当に使用されており、かつ、当該製品がその後当該標識の所有者以外の何人かによって加工、修理等により実質的に改変された場合において、当該製品がその後の取引過程で、輸入され、販売され、又は販売の申出をされたときは、その所有者の同意なしに当該製品に当該標識を維持し又は使用してはならない。ただし、当該改変が明示されているか又はその他状況から明白なときは、この限りでない。

第5条

標識についての権利は、その所有者に対して、商品若しくはその包装を更に適性化するために又は標識として以外の何らかの機能を充足するために主として役立つ標識の部分に対する排他的権利を付与するものではない。

商標権は、その所有者に対して、他人が公正な取引慣行に従う取引過程で自己の名称、商号又は住所を使用することを禁止する権利を付与するものではない。

第6条

本法に基づいて、標識は、それらが同一又は類似の商品に関係する場合に限り、混同を生じさせる虞があるとみなす。ただし、これは、先の権利を有する標識がその所有者自身の名称又は商号であるときは、混同を生じる虞がある必要条件とはならないものとする。

さらに、標識が同一又は類似の商品に関係しない場合であっても、先の権利を有する標識がノルウェーにおいて広く知られ確立しているので、他人が他の標識として使用するとその営業権の不当な利用を意味するか又は営業権に有害となる場合は、類似の標識は、混同を生じる虞があるとみなされる。

第7条

独立した数人の当事者が第1条から第3条までに従って同一の標識に対する排他的権利を主張する場合は、第3条、第8条又は第9条の規定に反していない限り、最先の主張が優先権を有するものとする。

第8条

登録商標は、先の権利を有する標識と混同を生じる虞がある場合においても、当該登録出願が善意で行われ、かつ、先の権利の所有者が後の商標の使用を登録日から連続5年間、ノルウェーにおいて黙認していた場合は、後者と有効に並存することが許されるものとする。ただし、ことを条件とする。

第9条

標識に対する後の権利は、次に掲げる場合も、先の権利との並存が許されるものとする。

(a) 後の権利がその使用によって確立され、かつ、先の権利の所有者が適切な期間内に当該他の標識の使用を阻止する措置を講じなかった場合、又は

(b) 両標識に対する権利がノルウェーの異なる地区における使用によって確立され、かつ、その両標識ともに商品の出所に関して混同の虞なしに従前通り使用を継続することができる場合と推定される場合

第10条

第3条、第8条及び第9条の規定にいう混同の虞を避けるため、裁判所は、適切と判断するときは、一方若しくは双方の標識が今後、特定の商品、又は一定の地域内、又は特定の態様、例えば一定の形状若しくは形態、又は地域の言及、又はその所有者の名称の付加又は何らか他の説明語の付加、に限定して使用されるべき旨を命令することができる。

第 11 条

辞書，手引書，教科書，その他類似のノン・フィクション刊行物を出版するときは，著者，編集長，及び出版者は，登録商標の所有者の請求により，当該商標が登録によって保護されている旨を明記しない限り，当該商標を当該刊行物中に複製しない旨保証しなければならない。

適時に前段落によりされた請求が受け入れられないときは，請求人は，被請求人に対して適切とみなされる方法及び限度で，発行された修正通知の費用を支払うよう求めることができる。

第II章 商標の登録

第12条

特許庁には、全国にわたる商標登録簿を備える。

第13条

登録を受けることのできる商標は、当該商標の所有者の商品を他人の商品から識別することができるものでなければならない。商標は、専ら商品の種類、品質、数量、用途、価格若しくは原産地、又はそれらの生産日を表示するものか、又はこれらに僅かの変更若しくは付加を施したに過ぎないものであってはならない。ただし、商標が識別性を備えているか否かを決定するに当たっては、一切の事情、特に、当該商標が使用された期間及び範囲を斟酌するものとする。

専ら商品又はそれらの包装の形状から成る商標は、当該形状又は包装が商品自体の性質に由来するか、技術的結果を得るために必要があるか、又は商品に相当な価値を付与するものであるときは、登録することができない。

第14条

商標は、次の何れかに該当するときは登録することができない。

- (1) 商標が、法律若しくは公の秩序に反するとき、又は反則を犯す虞があるとき
 - (2) 商標が、誤認を生じさせる虞があるとき
 - (3) 所轄当局の許可を得ずに商標について、公的な紋章、旗章、又はその他の紋章若しくは記章を含むとき。なお、これらには、登録出願中の商品と同一若しくは類似の商品に必要なとされるノルウェー若しくは外国の公的な証明標、鑑定印、若しくは刻印を含み、又は無許可の使用が法律によって禁止されている国際機関に属する紋章、旗章、その他の記章、略号若しくは称号、又は国際標章、印章、若しくは標識も含まれる。また、商標は、それが本条に掲げた公的な紋章若しくは記章等と混同する虞がある何らかの事柄を含むときは、登録してはならない。ただし、外国の紋章若しくは記章等は、国旗を除いて、特許庁の発行する公報で告示されるまでは、登録を妨げられないものとする。
 - (4) 商標が、他人の商号、名称又は肖像と認められる虞が何らかの事柄を含み、かつ、それが死亡後長期間を経過した者に係わるものでないことが明らかであるとき
 - (5) 商標が、他人の保護された美術的、文学的、若しくは音楽的作品の識別標題と認められる虞がある何らかの事柄を含むとき、又は当該作品に対する著作権又は他人の有する肖像権若しくは意匠権を侵害するとき
 - (6) 商標が、他人の名称若しくは商号と、又は先願による他人の登録商標若しくは登録出願の際に他人の使用により確立されていた商標と混同される虞があるとき
 - (7) 商標が、出願人より先に他人によって使用を開始されており、かつ、当該出願人が当該登録出願の際に他人によるこの使用を認識していた商標と混同される虞があるとき
 - (8) 商標が、商標の国際登録と混同される虞があるとき。ただし、この登録が当該出願日より先の日から第53条に従ってノルウェーにおいて有効であったことを条件とする。
- ただし、第1段落(4)から(8)までに掲げた場合において、先の権利の所有者が同意し、かつ、登録に他の支障がないときは、登録を行うことができる。

ぶどう酒又は蒸留酒についての地理的表示から成るか又はそれを含む商標は、当該製品が当該表示の示す原産地を有していない限り、ぶどう酒又は蒸留酒について登録することはできない。

第 15 条

商標登録によって与えられる排他的権利は、当該商標の一部で分離して登録することができない部分には及ばない。

商標がこのような部分を含み、かつ、特許庁が当該商標の登録により当該排他的権利の範囲が不明確になると推定するときは、当該部分が法的保護から除外される旨を登録時に権利の部分放棄として明記することができる。

法的保護から除外された商標の部分が後になって登録適格であると判明したときは、その部分単独又は先の権利の部分放棄をしない全体の商標について、新規の登録出願を行うことができる。

第 16 条

商標は、商品の指定分類内の指定商品について登録されるものとする。商品の分類に関する規定は国王が定める。

第 17 条

商標登録出願は、書面により特許庁に対してしなければならない。願書には、出願人の名称又は商号を記載し、商標の複製及び商標登録を求める商品の一覧を含めなければならない。願書は外に、施行規則に規定する要件を遵守するものとし、かつ、所定の手数料を添えなければならない。

出願は、商標の複製が特許庁によって受領されるまではされたとはみなされない。

第 17a 条

添付書類を含む願書及び当該事案に関する一切の書類は、第 2 段落にいう請求がない限り、願書が特許庁に提出された後の最初の就業日から何人にも利用可能とするように備え置かれなければならない。

ある書類が企業秘密を含む場合において、特許庁は、状況から望ましいとされるときは、請求により、当該書類を公衆に利用可能としない旨を決定することができる。このような請求が提出された場合は、当該書類は、当該請求が最終決定によって拒絶されるまでは、公衆に利用可能としないものとする。商標の複製、及び当該商標の登録出願がノルウェーにおいてされたとの情報、並びに登録出願に係る商品の一覧は、本段落の規定に従う企業秘密とはみなさないものとする。

特許庁が出願の審査用に作成する提案、草案、報告書及びその他類似の業務用書類については、特許庁がその旨決定しない限り、公衆に利用可能とされないものとする。

第 18 条

何人かがノルウェーにおける国際博覧会に展示された商品に初めて使用した商標の登録出願をする場合において、当該出願が当該博覧会の開催から 6 月以内にされたときは、当該出

願は、他人が登録出願し又は使用を開始した標識との関係においては、その商品の当該博覧会における最初の展示日にされたとみなす。

国王は、外国における国際博覧会の場合に第 1 段落を準用する範囲に関して規則を公布することができる。

第 19 条

商標の登録出願が所定の様式に適合しないか又は他に登録を妨げる支障があるときは、特許庁は、その旨を出願人に通知しなければならない。出願人は、それに意見書を提出し、該当する場合は、必要な訂正を行うために適当な期間を与えられる。

願書中に瑕疵があっても、それらの瑕疵が特許庁により設定された期限内に訂正されたときは、当該出願は、特許庁が商標の複製を受領した日にされたとみなすことを妨げられない。出願人が当該期限満了までに応答しないか又は瑕疵を訂正しないときは、出願は放棄されたとみなされる。出願人が期限満了から 2 月以内に応答するか又は瑕疵を訂正し、かつ、所定の手数料を納付したときは、出願の処理は再開される。再開については、出願の処理中 1 回に限り認められる。

出願人が特許庁からの通知に対して所定の期限内に応答した場合において、特許庁がなお出願に瑕疵があると判断するときは、特許庁が出願人に対して新たな期限を付した別の通知を与える必要があると判断しない限り、当該出願は拒絶されるものとする。

第 20 条

商標の登録出願が所定の様式に適合し、かつ、他に登録を妨げる支障がないときは、当該商標は登録され、登録証が出願人宛てに交付されるものとする。

商標の登録の通知は公告されるものとする。

第 21 条

何人も商標の登録に対して異議を申し立てることができる。異議申立は、書面によって呈示しなければならない。異議の理由を記載し、公告日から 2 月以内に特許庁に提出しなければならない。特別な場合は、特許庁は、請求により、異議申立人に異議を支持する追加書類を提供するための短期の延長期間を与えることができる。

特許庁は、第 1 段落の要件を遵守していない異議申立については、これを却下する。

特許庁は、登録商標の所有者に異議申立を通知し、その者に答弁書を提出する機会を与えるものとする。

商標の登録に対する異議申立が行われたときは、このことが商標登録簿に登録され、かつ、公告されるものとする。

異議申立が取り下げられた場合においても、特別な状況から必要なときは、異議申立手続を継続することができる。

第 21a 条

異議申立に続き、特許庁は、商標が本法に違反して登録され、かつ、登録を妨げる支障が依然存在するときは、商標登録の全部又は一部を取り消すものとする。

特許庁は、登録を支持するのに支障がないときは、異議申立を拒絶するものとする。

異議申立に関する特許庁の決定が確定したときは、当該決定の通知は、商標登録簿に登録され、かつ、公告されるものとする。

第 21b 条

商標の登録出願が認められた後に別の商標登録出願がされ、その出願が第 18 条又は第 30 条により最初に述べた出願より先に提出されたとみなされ、かつ、特許庁が当該第 2 の出願は最初に述べた出願の登録の支障となると推定したときは、特許庁は、その所有者に通知し、その者に一定期間内に意見書を提出する機会を与えるものとする。当該先の優先権を有する出願が認められる場合において、当該先の優先権を有する出願の全部又は一部が当該登録の支持を妨げるときは、特許庁は、当該期限満了後に最初の登録の全部若しくは一部を取り消すものとする。

第 1 段落は、特許庁が第 19 条第 3 段落により再開された先願又は第 60 条による回復の後の先願が既に認められた後願の登録の支障になると推定する場合に準用する。

第一段落はまた、特許庁が国際登録はノルウェーで有効であると認められる旨の通知を受領し、かつ、特許庁が当該国際登録はそれがノルウェーで有効となった日(第 53 条参照)より後の日付で提出されたとみなされる出願の登録の支障となると推定した場合にも準用する。商標登録の全部又は一部が本条により取り消された場合は、当該取消は、それが確定し次第登録され、かつ、公告されるものとする。

第 21c 条

商標が明らかに錯誤によって登録されたときは、特許庁第 1 審部門(以下「審査部」という。)は、職権により登録日から 3 月以内に当該登録の全部又は一部を取り消すことができる。商標登録の全部又は一部が本条により取り消された場合は、当該取消は、それが確定し次第登録され、かつ、公告されるものとする。

第 22 条

登録出願に関する審査部の最終決定は、当該決定が出願人の意に反するとき、第 2 審部門(以下「審判部」という。)に審判請求することができる。

異議申立の最終決定は、当該決定が関係当事者の意に反するとき、登録所有者又は異議申立人が審判請求することができる。

第 21b 条又は第 21c 条による登録の全部又は一部の取消に関する審査部の最終決定は、登録所有者が審判部に審判請求することができる。

第 19 条第 3 段落による再開の請求又は第 17a 条第 2 段落による秘密保持の請求が拒絶されたときは、当該決定は、当該拒絶の関係当事者が審判部に審判請求することができる。

第 22a 条

審判請求は、拒絶通知を関係当事者に送付した日から 2 月以内に特許庁に対して提出しなければならない。所定の手数料も同期限内に納付しなければならない、これを怠ったときは、審判請求は審理されないものとする。

審判請求が取り下げられたときでも、特別な事情によりが必要なときは、それを審理することができる。

商標登録出願を拒絶するか，登録を取り消すか，又は登録取消に関する審査部の決定を支持する旨の審判部の決定については，当該決定通知が出願人又は登録所有者に送付された後 2 月経過した後は，裁判所に提訴できないものとする。出訴期限に関する知らせについては，当該通知に記載しなければならない。

第 17a 条第 2 段落及び第 3 段落は審判部に提出される書類に準用する。

第 23 条

登録は，出願が第 17 条により特許庁に提出されたとみなされる日，又はそれが第 18 条若しくは第 30 条により提出されたとみなされる日から効力を有する。当該登録は，登録日から 10 年間有効に存続する。

第 23a 条

商標の登録は，登録所有者の請求により 1 回につき前登録期間の満了日から起算して 10 年間更新することができる。

更新の請求は，早くとも登録期間の満了前 1 年以内，又は遅くとも同満了後 6 月以内に書面で特許庁に提出し，所定の手数料を添えなければならない。更新の請求が登録期間の満了後に提出されたときは，追加手数料も納付しなければならない。

更新手数料の納付が商標の登録番号を付記して第 1 段落にいう期限内に行われたときは，書面による更新の請求とみなされるものとする。

第 19 条，第 20 条，第 21c 条，第 22 条，及び第 22a 条は，更新請求の処理に準用する。

第 24 条

登録所有者が申請すると共に所定の手数料を納付することにより，商標の全体としての印象に影響を与えない僅少の変更を登録商標に行うことができる。商標の当該変更は，商標登録簿に登録され，新登録証が登録所有者に交付される。変更の通知は，変更済の態様での商標の複製と共に公告されるものとする。これには，第 21c 条を準用する。

第 III 章 登録の停止等

第 25 条

商標が本法に違反して登録されたときは、それが第 8 条から第 10 条までの規定に従って有効に存続できる場合を除き、判決により無効とすることができる。ただし、他の商標の登録を商標登録簿から抹消するための第 25a 条に規定の要件が遵守されたときは、商標が他の商標と混同される虞があるとの理由では、当該登録を無効とすることができない。

登録後の商標が明らかにその識別標章としての性格を喪失したか又はそれが誤認を生じさせ、公序に反し若しくは反則を犯す虞を有するに至ったときは、判決によって登録を商標登録簿から抹消することができる。

第 25a 条

登録商標の所有者が、登録日から 5 年以内に登録に係る商品のために商標をノルウェーにおいて使用しなかったとき、又は当該使用が連続 5 年間中断されたときは、判決によって当該登録を商標登録簿から抹消することができる。ただし、不使用に正当な理由があるときは、この限りでない。商標の使用には、識別性に影響を与えない細部において登録された形態と異なるに過ぎない形態での使用、及びノルウェーにおいて輸出用の商品又はそれらの包装への商標の貼付を含むものとする。登録所有者の承諾を得た他人による商標の使用もまた当該商標の登録所有者による使用とみなすものとする。

当該 5 年間の満了後であって抹消の訴訟が提起される前に商標が使用されるに至ったか又は商標の使用が再開されたときは、登録を抹消することができない。訴訟提起直前の 3 月間における商標の使用については、登録所有者が訴訟が提起されるであろうことを知った後に初めて使用の準備が開始されたときは、無視されるものとする。

商標がその登録に係る商品のいくつかのものに使用されてきたときは、当該登録は、商標が使用されていない商品に限って抹消されるものとする。

第 25b 条

第 25 条及び第 25a 条による訴訟は、その事項に法的利害を有する何人も提起することができる。第 13 条、第 14 条第 1 段落(1)から(3)まで又は第 25 条第 2 段落の規定に基づく訴訟は、特許庁もこれを提起することができる。

第 25c 条

登録所有者とその権利を争っている者の両者が合意するときは、両者は登録の効力又は登録抹消に関する疑義について審判部による最終決定を請求することができる。これについては、所定の手数料を納付しなければならない。

審判部は、商標保護の要件が明らか遵守されていなかったか又はもはや明らかに遵守されていないと判断した場合において、登録所有者が異論を申し立てないときは、当該登録を無効とするか又は商標登録簿から抹消する旨の最終決定をすることができる。登録所有者からの異論申立は、特許庁が当該最終決定を行う意向及びその理由の通知を登録所有者に送付した後 3 月以内に、特許庁に対して申し立てなければならない。

第 26 条

登録所有者が存在しているか否かについて合理的な疑義があるときは、何人も所定の手数料を納付の上、登録の抹消を請求することができる。同様にこれは、登録所有者の宛先が不明なときにも適用する。

第 1 段落による抹消が実施される前に、特許庁は、登録所有者に所定の期限内に応答するよう求めるものとする。当該期限についての通知は、書留郵便又はその他の信頼のおける手段で送付するものとする。登録所有者の宛先が不明なときは、当該期限についての通知は公告されなければならない。

登録所有者が期限内に応答しないときは、商標登録は、抹消されるものとする。

第 27 条

商標登録が無効とされたとき又は商標登録を取り消し若しくは抹消する最終決定が行われたときは、当該決定は商標登録簿に登録され、かつ、公告されるものとする。

同様にこれは、登録が更新されなかったとき、又は登録所有者自身が商標登録簿からの登録の抹消を請求したときにも適用する。

第 IV 章 外国人商標の登録に関する特則

第 28 条

ノルウェーにおいて事業を行っていない者が商標登録出願をするときは、その者は、その商標が当該出願に係る商品について自己の本国において自己により登録されていることを立証しなければならない。

ただし、これは、出願人の本国がノルウェーにおける商工業事業の所有者からの商標登録出願について同様な要求を免除しているときは、適用しない。

第 29 条

国王は、外国で登録されている商標については、外国で有効に登録されているのと同様にノルウェーにおいても特定の条件で登録できる旨を規定した規則を公布することができる。本規定により、ノルウェーにおいて保護を得られなかった筈の標章が登録されたときは、当該保護は、当該外国における保護の範囲及び期間を超えることはできない。

第 30 条

国王は、外国で標章の登録出願を行った者が一定の期限内にノルウェーにおいても当該標章の登録出願を行うことができると共に、他人が登録出願をし又は使用を開始した標章との関係では、当該出願が外国での出願と同時にノルウェーでも出願されたとみなす効果を伴っている旨を規定した規則を公布することができる。

国王は、第 1 段落による優先権主張をすべき時に関する規定を公布する。

第 31 条

ノルウェーに住所又は主たる事業所を有していない商標登録出願人は、ノルウェーに住所又は主たる事業所を有し、出願に関する一切の事項に関してその出願人を代理することができる代理人を選任しなければならない。

ノルウェーに住所又は主たる事業所を有していない登録商標所有者は、ノルウェーに住所又は主たる事業所を有し、その者に代わり特許庁からの通知、並びに訴訟に関する召喚状及びその他の通信を受領することができる代理人を選任しなければならない。異議申立手続の間、登録所有者には第 1 段落を準用する。

代理人の住所及び名称は、意匠登録簿に登録される。

国王は、規則により、外国の出願人及び登録所有者に対してノルウェーの代理人を選任する義務を免除することができる。

第 V 章 移転及びライセンス

第 32 条

商標権は、商標が使用されている商工業事業と共に、又はこれと切り離して移転することができる。

事業が譲渡されるときは、別段の合意がない限り、それに付随する商標についての権利も新所有者に移転するものとする。

第 33 条

新登録所有者が請求すると共に所定の手数料を納付することにより、登録商標の移転は、商標登録簿に登録され、かつ、公告されるものとする。これには、第 28 条及び第 31 条を準用する。

商標が付随している事業の移転と関連して移転が行われたのではなく、かつ、特許庁審査部が新所有者による当該商標の使用が誤認を生じる虞があると判断するときは、特許庁審査部は、移転の登録を拒絶することができる。当該拒絶は、審判部に審判請求することができる。審判請求の期限等及び審判部の決定を裁判所に提訴する権利に関しては、第 22a 条を準用する。

登録商標に関する訴訟は、商標登録簿に所有者として登録された者に対して常に提起でき、また特許庁からの通知は、その者に送付されるものとする。

第 34 条

商標所有者は、業として当該商標を使用する権利を他人に許諾(ライセンス)することができる。ライセンスは、保護されている商標に係る商品の全部又は一部についてのものでよく、また全国又は国の一部における商標の使用についてのものでよい。使用権者は、承諾され又は承諾したとみなされない限り、その者の権利を更に第三者に移転させることはできない。登録所有者は、ライセンス期間、商標の使用可能な形態、商標の使用可能な商品、使用権者が商標を使用できる地域又は使用権者が生産する商品の品質に関するライセンス契約の規定に違反する使用権者に対して、自己の商標権を主張することができる。

所定の手数料を納付することを条件として、登録所有者及び使用権者は、登録商標のライセンスを商標登録簿に登録し、かつ、公告するよう請求することができる。同様に、後にライセンスの失効が証明されたときは、これを商標登録簿に登録し、かつ、公告するものとする。特許庁審査部は、使用権者の商標使用が誤認を生じる虞があると判断する場合は、ライセンスの登録を拒絶することができる。当該拒絶は、審判部に審判請求することができる。審判請求の期限等及び審判部の決定を裁判所に提訴する権利に関しては、第 22a 条を準用する。

第 35 条

商標についての権利は、債権者による差押又はその他の執行手続の対象にすることはできないものとする。

第 VI 章 誤認を生じさせる標識の使用禁止

第 36 条

標識が新登録所有者又は当該登録所有者の同意を得た他人により使用されるに至り、かつ、当該新登録所有者による標識使用が誤認を生じさせる虞がある場合は、裁判所の判決をもってその者の未変更の形態での当該標識の使用を禁止し、また裁判所が必要と判断する差止命令を発することができる。

それは、標識が誤認を生じさせるか又は誤認を生じさせる虞がある方法で使用される他の場合にも適用する。

本条による訴訟は、特許庁又は法的利害を有する者が、提起することができる。

第 VII 章 法的保護に関する規定

第 37 条

故意に本法に違反して標識を使用する者は、罰金又は 3 月以下の拘禁刑に処される。公訴は、被害者からの告訴により起訴される。

第 38 条

故意又は過失により本法に違反して標識を使用する者は、当該使用によって生じたと考えられる損害に対する賠償金の他に、当該使用に対する適正なライセンス料に相当する補償金を被害者に支払う義務を負うものとする。侵害者をあまり責められないときは、当該補償金を減額し、かつ、損害賠償金を低減させることができる。

当該使用が善意で行われたときは、裁判所は、適切と判断する第 1 段落の規定による補償金の支払を使用者に命じることができる。

第 39 条

登録商標の違法使用に関する場合においては、第 37 条は、当該使用が登録通知の公告後に行われたときに限り適用する。第 38 条は、当該使用が公告後か又は他の何らかの方法で使用者が当該商標登録出願がされたことを知った後に行われた場合に限り適用する。

第 40 条

被害者の請求により、本法に違反して標識を使用している者は、当該標識を変更するか又は除去しなければならない。当該標識が義務を有する者に不相応な費用を負担させずに又は商品を毀損若しくは破壊することなしには変更又は除去することができないときは、当該標識を付した物品の没収を請求することができる。

没収された物品は、義務を有する者と被害者との合意に従って、後者に移転させることができ、かつ、その分をその者が第 38 条により義務を有する者に対して請求することができる補償金額から控除することができる。

標識についての権利の侵害に関する場合においては、裁判所は、当該標識の濫用を防止するための上記以外の措置をとることも決定することができる。

第 41 条

侵害に関する訴訟を提起する使用権者は、その登録所有者にその旨を通知しなければならない。

第 VIII 章 訴訟に関する規定

第 42 条

次の訴訟については、オスロ市裁判所に提起することができる。

- (1) 商標登録出願を拒絶し、登録を取り消し、又は登録を取り消す審査部の決定を維持する審判部による決定について審理を求める訴訟(第 22a 条第 3 段落参照)
- (2) 商標登録の無効又は抹消についての訴訟(第 25 条及び第 25a 条参照)、及び
- (3) 第 33 条及び第 34 条にいう場合において、審判部によってされた拒絶について審理を求める訴訟

第 43 条

第 42 条第 1 段落(2)にいう訴訟を提起する者は、自己の宛先を記載して、同時に特許庁に通知し、かつ、商標登録簿に登録されている使用権者に当該訴訟について書留郵便で通知しなければならない。

原告が第 1 段落にいう通知をしたことを証明できないときは、裁判所は、当該通知をする期限を原告に付与することができる。当該期限が遵守されなかったときは、当該訴訟は却下されるものとする。

第 44 条

裁判所は、本法に従って提起された民事訴訟事件の判決謄本を特許庁に送付しなければならない。

第 IX 章 商標の国際登録

第 45 条

国際商標登録とは、1989 年 6 月 27 日にマドリッドにおいて採択された商標の国際登録に関する 1891 年 4 月 14 日のマドリッド協定についての議定書(マドリッド議定書)に基づき世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局によって実施される商標登録を意味する。

特許庁は、ノルウェーにおける商標の国際登録に関する事項を扱う国家機関である。

第 46 条

ノルウェーにおける商標登録所有者又は商標登録出願人であり、かつ、ノルウェー国民若しくは居住者であるか又はノルウェーにおいて真実かつ実効的に商工業事業を営んでいる者は、商標の国際登録についての出願の特許庁にすることができる。

第 47 条

商標の国際登録の出願は、書面によって行い、それには出願人の名称若しくは商号、商標の複製、及び商標登録を求める商品の一覧を含めなければならない。出願は他に、規則に規定される要件を遵守し、かつ、所定の手数料を添えなければならない。

第 48 条

特許庁は、国際登録出願の明細がその基礎となるノルウェー商標登録又は商標登録出願の明細に対応していることを検証しなければならない。

当該明細が対応していないときは、特許庁は、その旨を出願人に通知しなければならない。

出願人は、出願を補正する期限を与えられるものとする。特許庁からの通知に対して期限内に応答がないときは、当該出願は放棄されたものとみなされる。当該通知に対して応答があっても明細が依然対応していないときは、特許庁は、当該出願について国際事務局への手続を進めることを拒絶するものとする。

明細が第 1 段落にいう通り対応しているときは、特許庁は、その確認書を国際出願と共に国際事務局に送付しなければならない。

第 49 条

特許庁が国際事務局から、ノルウェーでの登録又は出願に基づかない商標の国際登録所有者(第 46 条参照)が当該国際商標登録のノルウェーでの効力を請求している旨を通知された場合は、特許庁は、これに対する支障の有無を調べなければならない。当該ノルウェーの指定については、国際登録所有者は、所定の手数料を納付しなければならない。

当該商標が第 13 条に規定する要件を遵守していないか又は第 14 条の規定によりノルウェーにおいて登録不能である場合は、当該国際登録のノルウェーでの効力を妨げる支障が存在するものとする。

第 50 条

第 49 条第 2 段落にいう支障が存在するときは、特許庁は、当該国際登録がノルウェーにおいては無効である旨を決定するものとする。

国際登録所有者は、ノルウェーにおける国際登録の有効性の疑義について、規則に定められた範囲及び条件で、特許庁に対して審査を請求することができる。
期限不遵守の場合の回復については、第 60 条を準用する。

第 51 条

特許庁は、第 49 条第 2 段落にいう如何なる支障もないと判断するときは、国際登録がノルウェーにおいて有効である旨を商標登録簿に登録し、かつ、公告するものとする。

第 52 条

何人も、公告日から 2 月以内にノルウェーにおける国際登録の効力に対して異議を申し立てることができる。異議申立については、第 21 条第 2 段落を準用する。異議が申し立てられたときは、その旨が商標登録簿に登録され、かつ、公告されるものとする。異議申立の処理についての詳細な規定は、規則において定める。特許庁によって異議についての最終決定がされたときは、その旨が登録され、かつ、公告されるものとする。

ノルウェーにおける国際登録の効力を職権によって無効にする特許庁の権限に関しては、マドリッド議定書第 5 条に規定される期限内にこれを行うことができる場合は、第 21b 条及び第 21c 条を準用する。

第 53 条

商標の国際登録がノルウェーにおいて有効である旨の商標登録簿への登録は、当該商標がノルウェーにおいて登録された場合と同様の効力を有するものとする。当該登録は、国際登録がマドリッド議定書に従って国際事務局によってされたとみなされる日、その後ノルウェーが指定された日、又は当該登録若しくはその後のノルウェーの指定について第 18 条若しくは第 30 条による優先権を有する日から、発効する。

第 54 条

国際登録又はその後のノルウェー指定については、国際登録がされたとみなされる日から 10 年間有効に存続する。

当該登録は、マドリッド議定書に規定する通り各回につき 10 年間更新することができる。更新については、所定の手数料を納付しなければならない。更新は、登録簿に登録され、かつ、公告されるものとする。

第 55 条

ある者がノルウェーにおいて有効な国際登録及びノルウェーの商標登録の双方を有している場合において、当該国際登録がノルウェーにおいてノルウェー登録より後日に発効したものであり、かつ、ノルウェー登録に列挙される全商品が国際登録におけるノルウェーに関する一覧に含まれているときは、当該国際登録は、ノルウェー登録を代替するものとする。この第 1 文は、ノルウェー登録に基づく既得の権利に如何なる制限をも課すものではない。

第 1 段落にいうノルウェー登録の失効は、請求のより、かつ、所定の手数料の納付により、商標登録簿に登録され、かつ、公告されるものとする。

第 56 条

ノルウェーにおいて有効な国際登録の全部又は一部が無効となったときは、ノルウェーにおいても同時に、かつ、同じ範囲で、無効になるものとする。これは、商標登録簿に登録され、かつ、公告されるものとする。

第 57 条

マドリッド議定書に従いノルウェーにおいて有効な国際登録がその基礎となる国の登録若しくは国の出願の失効のために無効となり、かつ、その所有者が当該無効となった日から 3 月以内にノルウェーにおける当該商標の登録出願をしたときは、当該出願は、当該国際登録がノルウェーにおいて発効した日に提出されたとみなされる。ただし、出願に記載の商品は、当該国際登録においてノルウェーに関する商品の一覧に含まれていることを条件とする。

ノルウェーにおいて有効な国際登録がマドリッド議定書の廃棄によって無効となり、登録所有者が当該廃棄が発効したときから 2 年以内にノルウェーにおける商標登録出願をしたときは、当該出願は、当該国際登録がノルウェーにおいて発効した日に提出されたとみなされる。ただし、出願に記載の商品は、当該国際登録においてノルウェーに関する商品の一覧に含まれていることを条件とする。

第 58 条

国際登録についての事案において審査部によってされた決定を審判部に審判請求する権利及び審判部によってされた決定を裁判所に提訴する権利に関しては、第 22 条及び第 22a 条を準用する。

第 59 条

特許庁は、マドリッド議定書に従って、かつ、国王が公布する詳細な規定による同議定書についての規則に従って、国際事務局に通知しなければならない。

第 X 章 雑則

第 60 条

商標登録を出願する者が、第 2 章において又はそれにより規定される期限を遵守せず、この理由で出願が認められなくなった場合は、出願人自身又は場合によりその代理人がその状況下で求められる一切の注意義務を払ったことを証明することを条件として、請求により、当該関係当事者は、回復を許諾されるものとする。当該請求は、期限不遵守の原因が除かれた後 2 月以内かつ遅くとも期限満了後 4 月以内に、特許庁に対して書面で提出しなければならない。同期間内には、怠っていた行為を完了し、かつ、所定の手数料を納付しなければならない。

第 1 段落は、第 18 条及び第 22a 条にいう期限には適用しない。

特許庁長官は、回復の請求を決定すべき担当官を決定する。回復請求の拒絶は、審判部に審判請求することができる。審判請求についての期限等及び審判部の決定を裁判所に提訴する権利に関しては、第 22a 条を準用する。

第 61 条

何人も、商標登録簿を閲覧し、それからの認証抄本、又は第 17a 条により公衆に利用可能とされた付属書類を含む商標登録出願の写を入手する権利を有するものとする。

登録所有者の名称又はその代理人に関する変更の公告を含む商標登録簿の謄本、写、及び登録事項の入手には、所定の手数料を納付しなければならない。

瑕疵の訂正、答弁、追加理由書の提出等を行うべき期限又は期限延長の申請には、所定の手数料を添えなければならない。なお、この手数料は、請求した期限又は期限延長が許諾されなかったときは、還付されるものとする。

第 62 条

国王は、商標登録出願及び異議申立、これらについての手続、手数料、商標登録簿、特許庁による公告、及び本法の施行に関するその他の事項に関しては、更に詳細な規定を公布することができる。

第 63 条

本法は、国王の決定する日から施行される。同日付をもって、商標法に関する 1910 年 7 月 2 日付法律第 5 号はその後の改正規定を含め廃止する。ただし、第 26 条及び第 27 条は廃止されないものとする。

本法の施行前に登録済の商標については、旧法の要件を遵守していない場合に限り、無効と宣言することができる。第 25 条第 2 段落又は第 25a 条による登録は、当該商標が本法の施行前に登録済の場合は、抹消することができる。